

平成 21 年 8 月 31 日

各 位

会社名 澁谷工業株式会社  
代表者名 取締役社長 澁谷弘利  
(コード番号 6340 東証、名証市場第1部)  
問合せ先 常務取締役 吉道義明  
(TEL 076 - 262 - 1201)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 9 月 25 日開催予定の第 61 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 公告方法について、インターネットの普及を踏まえ幅広く情報を開示するとともに手続の合理化を図るため、電子公告を採用することとし、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法を定めるため、現行定款第5条(公告方法)について変更を行うものであります。

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、株券の存在を前提にした規定の削除および条数の繰上げ等を行うものであります。

なお、決済合理化法附則第6条第1項に定める「みなし定款変更」に基づいて、現行定款第7条(株券の発行)は削除されたものとみなされております。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙の通りであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 9 月 25 日(金)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 9 月 25 日(金)

以 上

<別紙>

(下線は変更部分であります)

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行なう。</p>  | <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告とすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</u></p> |
| <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p>  | <p>(削除)</p>   |
| <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、100株とする。</p> <p>2 <u>当社は、单元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>   | <p>(单元株式数)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>   |
| <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、单元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他株式に関する<u>手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> | <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の<u>株主権行使の手続</u>その他株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>                         |
| <p>第10条<br/>┆ (条文省略)</p> <p>第11条</p>   | <p>第9条<br/>┆ (現行どおり)</p> <p>第10条</p>  |
| <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年6月30日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>   | <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年6月30日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>                   |
| <p>第13条<br/>┆ (条文省略)</p> <p>第33条</p>   | <p>第12条<br/>┆ (現行どおり)</p> <p>第32条</p>   |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>( 剰余金の配当 )</p> <p>第<u>34</u>条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に<u>記載または記録された株主もしくは登録株式質権者</u>に対し、期末配当を行なうことができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月31日の株主名簿に<u>記載または記録された株主もしくは登録株式質権者</u>に対し、中間配当を行なうことができる。</p> <p>第<u>35</u>条<br/>           ) ( 条文省略 )</p> <p>第<u>37</u>条</p> | <p>( 剰余金の配当 )</p> <p>第<u>33</u>条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主<u>または登録株式質権者</u>に対し、期末配当を行なうことができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月31日の株主名簿に記録された株主<u>または登録株式質権者</u>に対し、中間配当を行なうことができる。</p> <p>第<u>34</u>条<br/>           ) ( 現行どおり )</p> <p>第<u>36</u>条</p> |